## 休学手続きチェックシート 申請前に必ず確認してください

2023 年度学部学則改正に伴う休学期間上限について確認しましたか。 【休学期間の上限について】 2023 年度より学則第 152 条が改正されたことに伴い、以下のとおりとします。 (1) 休学期間は通算して 4 年を超えることはできません。休学期間が 4 年を超過しても就学しない場合、退学 処分となります。 (2) 2022 年度以前の入学者については、2023 年 4 月 1 日以降の休学から、休学期間の通算に含めます。 (3) 休学の事由が母国における兵役義務による場合、その事由の期間は休学期間の通算に含めません。 (4)編入者および再入学者の休学期間の上限については上記と異なります。詳しくは SFC 学事担当へ問い合 わせてください。 (紙面提出の場合)「休学願」の本人、保証人それぞれが自署していますか。 (K-Support から申請の場合)本申請について保証人の同意を得ていますか。 П ※許可通知発送後に、万一保証人から本申請について同意をしていなかった等のご指摘があった場合においても、 K-Support において同意の確認を行ったことをご説明する以外の対応はできません。 届け出の本人、保証人の現住所・電話番号は大学に登録しているものと同じですか。 登録住所・電話番号は以下の手順で確認および変更できます。 K-Support にログイン>「申請」>「各種申請」>「住所確認・変更(本人・保証人)」/「保証人変更」 「休学願」の休学期間は正しいですか。(春学期 4/1~9/21 秋学期 9/22~3/31) 2 学期以上休学を予定している場合でも、休学申請は 1 学期毎となります。 休学理由別に用意する必要書類はすべて整っていますか。 (一身上の都合による場合) 休学のための面談を対象教員と実施していますか。

□ (母国における兵役義務による場合) 当該理由に限り、休学手続きは、原則、窓口で行ってください。 ------□ (在留資格が「留学」の場合)

※「一身上の都合による休学面談予約フォーム」から面談予約をしていない場合は、

休学する場合は「留学」の在留資格で日本に滞在し続けることはできません。 速やかに出国する予定ですか。もしくは日本に滞在するために適切な在留資格への変更手続き を行いましたか。

「休学理由書」の提出が必要となります。「休学理由書」の余白に「○○先生と面談実施済み」と記入してください。

※休学して出国する際には、空港にて在留カードを返納してください。

※休学中も日本に滞在する場合の在留資格変更手続きは、出入国在留管理局に直接問い合わせてください。

休学手続きに関する詳細は塾生サイトで確認してください。

https://www.students.keio.ac.jp/sfc/pmei/procedure/status/apply.html

上記、すべての事項を確認いたしました。

氏名

(紙面提出の場合は自署してください。)

2024.3

【連絡先】慶應義塾大学 湘南藤沢事務室 学生担当 (学事グループ)

TEL: 0466-49-3406 E-mail: sfc-gakuji-gkb@sfc.keio.ac.jp